

## 『大学設置審査評価法令集[2020年10月版]』推薦のことば

### ○ 2020年代の大学改革 — 新時代への備え —

鬼頭 宏

静岡県立大学 学長

(一社)公立大学協会 会長

高等教育質保証研究会の編集による『大学設置審査評価法令集 2020年10月版』が、地域科学研究会・高等教育情報センターから刊行された。同研究会にとって高等教育シリーズの第1集が1981年に刊行されてから40年目、第30集の記念すべき出版となった。

本法令集では、第一部法令集には、現代の教育制度の基礎となる憲法・教育基本法、大学・高等専門学校教育に関わる設置基準や質保証に関する法令、国公立大学の設置者、教育行政組織に関する主な法令・規則、申請手続きなどが掲載される。第二部施行通知集には法令、省令の制定、改正に係る通知が掲載される。第三部は資料編で、認証評価機関、大学ガバナンスと質保証に係る政策フレームに関する資料が掲載されている。

近年、高等教育のあり方をめぐって大きな変化が起きつつある。例えば、中央教育審議会は2018年11月に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」を取りまとめ、社会がSociety 5.0に向かって変容していく中で、大学の研究力と教育の質の向上を図ること、18歳人口の減少に直面して高等教育機関全体の規模やあり方が課題であると指摘している。そのために「地域連携プラットフォーム(仮称)」や、国公立の枠組みを超えた「大学等連携推進法人(仮称)」の構築を提案した。

すでに各地で連携や統合への動きが加速している。平成時代は学校法人(私立大学)から公立大学への転換が目立ったが、近年は国立大学同士の法人統合が進められている。静岡県でも浜松医科大学と静岡大学の統合が計画されていて、この場合は、公立大学や学校法人も含めた「大学等連携推進法人(仮称)」による連携組織も構想されている。この省令等の制定はまだ実現していないが、それに先行して山梨大学と山梨県立大学は2019年5月に連携協力協定を結び、一般社団法人「大学アライアンスやまなし」を設立している。

2020年4月には改正私立学校法が施行され、役員の職務と責任の明確化、情報公開の充実、中期的計画の作成、破綻処理の続きの円滑化が図られることになった。また2020年7月から、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会が、新しい大学像、最低限の質保証、大学の国際通用性の確保、実効的かつ効率的な質保証の仕組みのあり方などについて検討を進めている。

このような変革の時代に、まとまった形で『大学設置審査評価法令集』が編まれたことは、大学経営に携わる者にとってはありがたいことである。法令はもとより、なかなかまとめてみることができない省令、告示、通知など、最近の設置審査、評価に関わる動向に関する資料も掲載されているので、便利な資料集として広く活用されることを期待している。(2020.12.25)